

「飼料生産組織の人材確保・育成支援」

（令和7年度第2回）募集要領

一般社団法人全国農業会議所

全国農業会議所は、飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の実現に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、人材確保・育成のための採用活動、研修等を行う飼料生産組織に対して資金を助成する「飼料生産組織の人材確保・育成支援」を実施します。

支援対象は、稲わらを含む粗飼料や濃厚飼料（子実用とうもろこし、麦類及び大豆）の生産と販売、作業受託を行う飼料生産組織で、要件を満たすＪＡ、連合会、公社、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業を経営する株式会社等が含まれます。

2025年4月1日時点で55歳以下の正社員（期間の定めのない雇用契約を締結）を対象に、採用後3か月以上雇用することを条件に、採用活動、研修活動、免許・資格の取得の経費を支援します。

※今回の募集は、免許・資格取得にかかる助成のみとなります。

免許取得にかかる助成は1人あたり上限20万円、資格取得にかかる助成は1人あたり上限が1万円です。免許と資格に関する助成は、2024年4月1日以降に「新たに採用した正社員」だけでなく、2024年3月31日以前に採用していた「既存の正社員」に対するものも対象となります。

事業実施を希望される飼料生産組織の方は、以下の応募要件等を十分にご確認のうえ、2025年8月1日（金）～9月12日（金）（必着）までにご応募ください。

I 助成内容

1 助成額及び助成対象期間

ア 助成額

免許・資格取得への助成

i) 大型自動車免許、大型特殊自動車免許、中型自動車免許、けん引免許等の免許の取得：取得者1人あたり上限20万円

- ・ 免許・資格の取得に成功した場合のみ助成対象となります。
- ・ 入学金、適性検査料、技能講習料、教本代、写真代、検定料、卒業証明書交付手数料等が対象です。

ii) 農業機械整備技能士（国家資格）、農業機械士（知事認定）等の資格の取得：取得者1人あたり上限1万円

- ・ 講習会受講費、テキスト代、受検手数料等が対象です。

※ 免許又は資格を取得した者が、取得後、3年以上飼料生産作業に従事するよう努める必要があります。不測の事態により3年間飼料生産作業に従事できなくなった場合は速やかに報告してください。

要件の詳細は、「Ⅲ 事業の応募要件」をご確認ください。

以下、本事業において助成対象となる組織を「飼料生産組織」、当該飼料生産組織が本事業実施期間中に採用した者及び本事業において研修を受ける者を「採用者」、本事業において免許・資格を取得する（予定の）者を「取得（予定）者」とします。

イ 助成対象期間

採択通知日（2025年10月中下旬頃）から2026年1月31日（土）

※ 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は、助成金は交付されません。

2 採択数の上限

申請数が多数の場合は、採択数、助成対象期間を調整する場合があります。

Ⅱ 募集期間、申請方法、問い合わせ窓口

1 募集期間

2025年8月1日（金）～9月12日（金）

※ 提出期限は、募集期間最終日の午後5時まで。 郵送の場合は当日必着。

2 申請先、申請方法

（1）申請先

全国農業会議所 人材対策部 国産飼料増産対策事業担当

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル

TEL：03-6265-6891 FAX：03-6265-6892

○申請メールアドレス：siryo@nca.or.jp

※2営業日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

（2）申請方法

下記のホームページで要件や申請の手順、必要な書類等を確認し、原則、電子メールで申請して下さい。

<https://www.nca.or.jp/support/farmers/siryo.html>

3 問い合わせ先

本事業の要件、申請方法、その他事業の内容知等に関する問い合わせは、下記の本事業専用電話をお願いします。

○問い合わせ窓口：090-9725-3965

受託機関：（株）ジーステラ エンタープライズ

4 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。

【必ず提出が必要な書類（①～⑥）】

① 事業参加申込書（様式第2号-2）

(記載項目)

- 1 飼料生産組織の概要
- 2 反社会的勢力の排除に関する誓約
- 3 個人情報取扱いに関する同意
- 4 採用者・取得予定者の概要
- 5 雇用契約内容確認書
- 6 取組計画（取組内容に応じ、採用計画、研修計画、免許・資格の取得計画）

※ 記入例を参照して記載すること。

- ② 採用者・取得予定者の履歴書（参考様式①）（写真を必ず添付し、職歴等は空白期間がないようにして申請日までの最新の履歴を記入すること）
- ③ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（みどりのチェックシート（畜産） チェック漏れがないよう記入（飼料生産に該当する項目）すること。）
- ④ 飼料生産組織が飼料生産・販売、作業受託を行っていることが確認できる書類の写し（耕作証明書。農地の所有権や利用権を有しないために耕作証明書の交付を受けることのできない場合は、農業経営改善計画認定書、出荷伝票、決算書等）
- ⑤ 就業規則の写し（採用者・取得予定者が業務に従事する事業所に常時10人以上の従業員がいる場合は提出が必須です。10人未満の場合でも就業規則を定めていれば提出してください。また、賃金規程等の別に定める規程がある場合も添付してください）

※ 提出は、①表紙、②労働時間関連、③賃金関連、④退職関連が記入されているページの写しのみで構いません。採択後に原本等を確認する場合があります。

【該当する場合のみ、提出が必要な書類（⑥～⑩）】

- ⑥ 飼料生産組織が株式会社又は持分会社に該当する場合（農地所有適格法人又は公社の場合を除く）は、議決権の割合がわかる書面。
- ⑦ 親族関係にない当該採用者・取得予定者以外の従業員の雇用契約書の写し及び雇用保険への加入を証する資料の写し（採用者・取得予定者が飼料生産組織の代表者の親族（3親等以内）の場合のみ）
- ⑧ 在留カードの写し（採用者・取得予定者が外国人の場合のみ）
- ⑨ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の写し（採用者・取得予定者が障がい者の場合のみ）
- ⑩ 就業規則等の育児・介護短時間勤務規程部分の写し及び育児・介護短時間勤務の申出書の写し。従業員が10人未満で就業規則等に育児・介護短時間勤務規程を定めていない場合は、雇用契約書か労働条件通知書の写し（育児・介護休業法と本人の申出に基づき、期間と始業・終業時刻、休憩時間を明記したもの）（採用者・取得予定者が育児・介護を理由に短時間勤務を実施しており、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）が20時間以上30時間未満の場合のみ）

Ⅲ 事業の応募要件

本事業の実施にあたっては、次の要件の全てを満たす必要があります。

1 基本の要件

採用者・取得者は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 本事業の支援終了後も飼料生産業務を継続する意欲を有する令和7年4月1日時点で原

則 5 5 歳以下の者であること。

就農の意欲等は、事業参加申込書（様式第 2 号）の記載内容、採用者・取得予定者の履歴書等により判断する。

イ 飼料生産組織と採用者・取得予定者との間で正社員（採用者については飼料生産組織の役員等は含まない）として期間の定めのない雇用契約を締結し、3 カ月以上の期間雇用されること。

ウ 主に飼料（粗飼料（稲わらを含む）や濃厚飼料（子実用とうもろこし、麦類及び大豆））の生産および加工・販売、作業受託に関する業務に従事すること。

エ 飼料生産組織の代表者の親族（3 親等以内）でないこと。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りではない。

（ア）集落営農組織（農業経営基盤強化促進法第 2 3 条第 4 項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準じる組織をいう）で、その代表者と同居していない者が採用される場合。

（イ）親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所で、その代表者と同居していない者が採用され、他の従業員と同等の雇用条件である場合。

オ 採用者・取得予定者が外国人の場合には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。

カ 労働時間は、1 週間の所定労働時間が当該飼料生産組織の他の従業員と同じ（当該飼料生産組織の就業実態に即したフルタイムの勤務体系）であることとし、1 週間の所定労働時間（年間を通じた平均。以下同じ）は 3 0 時間以上であること。ただし、育児・介護を理由に短時間勤務を実施する場合及び採用者・取得予定者が障がい者の場合の 1 週間の所定労働時間については、2 0 時間以上で可とする。なお、1 週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると事業実施主体が認める場合はこの限りではない。

キ その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること。

2 免許取得・資格取得支援の要件

取得者は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 免許又は資格取得後 3 年以上は飼料生産作業に従事すること

イ 当該飼料生産組織が費用を負担していること

ウ 本事業と重複する免許取得・資格取得に関し、国による他の助成を受けていないこと

エ 当該免許及び資格について、取り消し処分等を受けたことがないこと

IV 採択にあたっての審査事項

提出された事業申請書等のうち全ての応募要件を満たしている申請について、審査会において、総合的に審査を行い、予算の範囲内で採択者を決定します。そのため、応募状況によっては要件を満たしていても不採択になる可能性があります。

また、採択者の決定に係る審査の経過、結果等についてのお問合せには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

V 審査結果の通知

申請内容を審査した上で、2 0 2 5 年 1 0 月中下旬を目途に審査結果を応募者に通知します。

VI 注意事項

- (1) 助成金の交付は、事業実施後に提出していただく助成金交付申請書等の書類を審査したうえで実施します。また、原則として事業実施状況を確認した上で助成金を支払う仕組みのため、支援開始後に本会等が行う事業実施状況の確認に協力していただきます。
- 助成金交付申請書などの書類が、本会が定める期日までに提出されない場合、採択を取り消します。また、予算の範囲内で支払うことから、予算の執行状況に応じて、助成金を減額して支払う場合があります。
- (2) 本事業の支援期間と重複する期間を対象とした国による採用者の人件費に対する助成、雇用奨励金、研修実施に対する助成等を受ける場合は、本事業の支援の対象となりませんので、必ず事前に本会に相談してください。
- (3) 採択後に、申請内容等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。（例：採択後、採用者・取得予定者が飼料生産組織の代表者の親族（3親等以内）となり、代表者と同居する場合）
- (4) 採択後に、次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付しません。既に交付した助成金については、別途規定する加算金を賦課して返還を求めます。
- ア 農林水産省及び全国農業会議所が定める要件等に違反した場合
- イ 虚偽の申請や報告等、事業に関する不正が認められた場合
- ウ 全国農業会議所が定める期日までに、助成金の申請に係る資料が提出されない場合
- なお、本事業に関して生じた一切の紛争の処理については、東京地方裁判所を専属的な管轄裁判所とします。
- (5) 本事業の適切な執行等のため、申請内容及び事業実施内容について全国農業会議所が作成するデータベースに登録します。また、申請内容及び事業実施内容について必要最小限度内で地方自治体等の関係機関に提供するとともに、全国農業会議所のホームページで飼料生産組織及び採用者氏名を公表する場合があります。
- (6) 本事業で採択された経営体については、全国農業会議所のホームページで経営体名を公開します。

VII その他

【令和7年度第2回募集 助成金申請スケジュール】

事業対象期間：採択通知日（2025年10月中下旬頃）～2026年1月31日

- ※ 助成金申請スケジュールは変更になる可能性があります。
- ※ 事業終了後、助成金申請書提出期限（2026年2月6日まで）に申請書を提出して下さい。また、期限までに提出されない場合は採択取消となり、助成金の交付ができませんので、提出期限を厳守してください。